

産保第1600号  
平成29年11月30日

千葉県高圧ガス流通保安協会会長 様

千葉県防災危機管理部産業保安課長



高圧ガス保安法の権限移譲に関する事業者等への周知について（依頼）

日頃から本県の高圧ガス保安行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年4月から千葉市内の事業所等に係る高圧ガス保安法の権限の一部が千葉県知事から千葉市長に移譲されることとなっておりますが、これに関連して平成29年11月15日に高圧ガス保安法施行令関係告示が改正されるなど、国により関係法令等の改正や関係基準の整備がされているところです。

これらの状況を踏まえて、県においては別紙資料により関係事業所への周知を行うことといたしました。

ついでには、貴協会におかれましても、会員各位に対して周知をされるようお願いいたします。

担当  
保安対策室 菊池  
電話 043-223-2729

# 2018年4月から千葉市内の事業所等 に係る高圧ガス保安法の事務の一部は 千葉市消防局で行います。

\*液化石油ガス法に係る事務は、従来どおり千葉県産業保安課で行います。

第5次一括法の施行により2018年4月から高圧ガス保安法に係る千葉県知事の許認可等の権限の一部が千葉市長に移譲することとなり、移譲後は、その事務を千葉市消防局指導課が行うこととなりました。

なお、コンビナート等保安規則の適用を受ける事業所（その区域内の事業所も含む）や液化石油ガス法の適用も受ける設備などの許認可等の事務は、引き続き千葉県知事の権限として、千葉県産業保安課で行います。

千葉市内の事業所等にかかる事務のうち、2018年4月以降

**千葉市消防局指導課が申請窓口となる事務** <手数料は現金納付となります。>

- ・高圧ガス製造事業所及び貯蔵所に係る事務（一般則、液石則、冷凍則）
- ・高圧ガス販売所に係る事務（一般則、液石則、冷凍則）
- ・高圧ガス容器検査所及び容器に係る事務（容器則）
- ・上記で発生した事故に係る事務 など

\*下記に示す「千葉県産業保安課が申請窓口となる事務」は除きます。

**千葉県産業保安課が申請窓口となる事務** <手数料は千葉県収入証紙での納付となります。>

- ・コンビナート等保安規則の適用を受ける事業所並びにその事業所の区域内にある他の事業所（一般則、液石則、コンビ則、冷凍則）の事務
- ・液化石油ガス法の供給設備（消費設備に接続しているものに限る。）、消費設備、貯蔵施設又は充てん設備（供給設備に接続しているもの又は所在地にあるものに限る。）に係る高圧ガス保安法の事務
- ・上記で発生した事故に係る事務
- ・免状の交付等に係る事務（千葉県から高圧ガス保安協会に委託）など

不明の点は下記にお問い合わせください。

千葉県防災危機管理部産業保安課（千葉市中央区市場町1-1）電話：043-223-2736

千葉市消防局予防部指導課（千葉市中央区長洲1-2-1）電話：043-202-1667